

医療法人 順正会 行動憲章

前文

本法人は、理事長 島田 峻介氏が、順天堂大学病院創設以来の一貫した基本精神である「名医たらずとも良医であれ」という信念の基に、昭和 57 年 6 月 15 日に横浜市旭区川島町に【鶴ヶ峰病院】を創設、平成 6 年に「内視鏡センター」を開設し、神奈川県内における内視鏡センター的役割を担って、平成 11 年に【横浜鶴ヶ峰病院】と名称変更しました。

当院は、総合的な健康管理を目指し、病気の早期発見と生活習慣の改善、健康増進を図るため横浜鶴ヶ峰病院に【健診センター】を開設しました。平成 22 年 7 月人間ドック・健診業務に重点を置く医療施設として【横浜鶴ヶ峰病院附属予防医療クリニック】を開院、その後糖尿病内科・婦人科・乳腺外科・免疫療法室を併設し、本格的な予防医療への道を進むこととしました。

平成 29 年 4 月「こころ」と「身体」の両方をサポートする【ヴェスタクリニック銀座】を東京都中央区銀座 7 丁目に開設し、都心進出の足がかりとしています。

令和 3 年 4 月「住まいと生活を医療が支える施設」として、横浜鶴ヶ峰病院の介護療養病床 43 床を【横浜鶴ヶ峰病院介護医療院】へと転換しました。

令和 5 年 4 月横浜鶴ヶ峰病院附属という特性を生かした【横浜鶴ヶ峰病院附属まいた整形外科クリニック】を開設し循環型診療、オープンサージャリーシステム（横浜鶴ヶ峰病院での手術）を導入し、入院治療などのバックアップ体制が強みとなっています。

現在 5 施設で組織し、創立以来築いてきた独自の気風を継承しています。心通う医療で、ひとりひとりの「いのち」を守る精神をもって、患者さま本位の医療サービスの提供に徹し、皆様の主治医として職員一同日々努力していく所存です。

本法人全職員がつねに自覚し遵守すべき規範として、ここに行動憲章（以下「憲章」という。）を制定し、持続可能な社会の創造（SDGs）に向けて、以下の原則にもとづき、それぞれの医業活動を通じ、社会的責任を果たしていきます。

I. 医療法人順正会 医療理念

私たち順正会は、医療理念として次の言葉を掲げます。

- 患者さま一人一人の生命を尊重し、人間としての尊厳と権利を守ります。
- 地域との連携を図り、地域住民のための包括的医療（保健・医療・福祉）を実践します。
- 医療人としての自覚と誇りをもち、「不断前進」の精神で創造的な前進と改革を進めます。

II. 私たちの基本方針

- 患者さまの立場にたった安全かつ良質な医療サービスを提供するよう努力いたします。
- 患者様のプライバシーの保護と尊重を心がけます。
- 健康維持のための健診を中心とした予防医学に力を注ぎ、病気の早期発見と予防に務めます。
- 患者さまの安心と満足が得られるよう、わかりやすい説明と正しい情報提供を行います。
- 常に健全な経営に努めるとともに、明るく活力のある職場を目指します。

III. 行動指針

1. 基本的人権の尊重

私たちは、本法人に在職している職員及び職務遂行上の関係者の基本的人権・人格・価値観やプライバシーを尊重し、国籍、信条、性別、障害、門地等の事由による不当な差別と抑圧を排除します。私たちは、暴力行為、ハラスメント、差別的言動に対して厳正に対処します。

2. 法令の遵守

私たちは、法令及び諸規程を遵守して誠実かつ公正に職務を遂行し、社会の倫理規範及び良識に則って行動します。

3. 個人情報等の管理

私たちは、業務上知り得た個人情報ははじめとする、法人内にある機密情報を適切に管理、保持に努めます。これらの情報を漏えいすることは重大な不正行為であることを認識し行動します。

4. 健全な職場環境等の構築

私たちは、すべての職員がその個性と能力を十分に発揮できるよう、公正性かつ公平性のある健全な職場の環境の整備を図るとともに、男女が均等に法人の運営の責任を担う共同参画の実現を図ります。

また、ワーク・ライフバランスを実現し、働きやすく働きがいのある職場を作ります。

5. 積極的な情報公開

私たちは、患者さま、家族ばかりではなく、社会全体に対し、積極的に活動状況・財政状況等を適切に開示し、法人に対する理解と信頼を確保します。

6. 社会貢献

私たちは、「医療」、「福祉」を担う機関として、法人に課せられた公共性と社会的使命を果たすべく、常に地域社会との密接な交流や積極的な協力・連携を通じて、地域社会の発展に貢献するとともに、事業の成果を積極的に社会に還元します。

7. 環境保護

私たちは、資源・エネルギーの節約、廃棄物の減少、リサイクルの促進などに努め、限りある資源を大切にするとともに、環境問題に配慮して行動します。

8. 自己点検・評価の実施

私たちは、「医療」、「福祉」に係わる適切な水準の維持及び向上に資するため、恒常的に自ら点検・評価を行い、更に客観性及び公正性を担保するため、外部評価を経るとともに、この自己点検・評価の結果を法人内外に公表します。

附 則

- この憲章は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この憲章の改廃は、理事協議会の議を経て、理事長の承認を要するものとする。